

令和6年度 第1回 名張市空家等対策推進協議会 事項書

日時：令和6年5月27日（月）  
15時から16時まで（予定）  
場所：名張市役所 2階 庁議室

1. 市長あいさつ

2. 事務局より交替委員の紹介

3. 議事

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う名張市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について（報告） 【資料1】

(2) 空家等利活用促進等にかかる取組状況について（報告）

・空き家バンク、空き家リノベーション補助等の状況について 【資料2】

・空き家の適正管理に関する相談状況について 【資料3】

(3) 「(仮称)名張市空家等管理活用支援法人」の指定に向けた取組について(報告)  
【資料4】

(4) 「(仮称)第2次 名張市空家等対策計画」の策定に向けた取組について(報告)  
【資料5】

(5) 名張市空き家等実態調査業務委託について（報告） 【資料6】

(6) 令和6年度 空家等助成及び取組について（報告） 【資料7】

(7) 今後の会議開催等について 【資料8】

(8) 特定空家等に対する措置状況について（報告） 【資料9】

4. その他

次回の協議会（予定）令和6年8月 日（ ） 時～



名張市空家等対策推進協議会 委員名簿

令和6年4月1日現在

選出根拠	職 名	氏 名
	市長	北川 裕之
(1)地域住民の代表者	地域づくり代表者会議	田畑 純也
(2)法務に関する有識者	三重県司法書士会	村上 眞吾
	名張市総務部副参事(弁護士)	岩田 和恵
(3)不動産に関する有識者	名張中古住宅流通促進協議会 会長	森 孝司
	三重県宅地建物取引業協会 伊賀支部 支部長	井上 隆稔
(4)建築に関する有識者	三重県建築士事務所協会	森本 景二
(5)福祉に関する有識者	名張市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 主任	中川 久美子
	名張市子育てサークル連絡協議会	八木 美由起
(6)文化に関する有識者	名張・まちづくりの会 理事	岩見 勝由
(7)市職員	名張市地域環境部長	野口 泰弘
	名張市都市整備部長	伊集院 時仁
(8)その他市長が必要と認める者	名張商工会議所 女性会 前会長	東 敦子



## ●空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。  
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



## 法律の概要

## ○所有者の責務強化

- ・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の**施策に協力する努力義務**

## 1. 活用拡大

## ①空家等活用促進区域

(例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等

- ・市区町村が**区域**や活用**指針**等を定め、**用途変更**や**建替え**等を促進  
⇒安全確保等を前提に**接道に係る前面道路の幅員規制**を合理化  
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の**用途規制**等を合理化
- ・市区町村長から**所有者に対し**、指針に合った**活用を要請**

## ②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③後掲)

## ③支援法人制度

- ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を**空家等管理活用支援法人に指定**
- ・所有者等への**普及啓発**、市区町村\*から情報提供を受け所有者との**相談対応**  
※事前に所有者同意
- ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

## 2. 管理の確保

## ①特定空家\*化を未然に防止する管理

※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家

- ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(**管理不全空家**)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から**指導・勧告**
- ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の**住宅用地特例(1/6等に減額)**を**解除**



窓が割れた  
管理不全空家

## ②所有者把握の円滑化

- ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請

## 3. 特定空家の除却等

## ①状態の把握

- ・市区町村長に**報告徴収権**(勧告等を円滑化)

## ②代執行の円滑化

- ・命令等の事前手続を経るいとまがない**緊急時の代執行制度**を創設
- ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の**費用**は、確定判決なしで**徴収**



緊急代執行を要する  
崩落しかけた屋根

## ③財産管理人\*による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)

- ・市区町村長に**選任請求**を認め、相続放棄された空家等に対応  
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可

## 【目標・効果】

- ①空家等活用促進区域の指定数: 施行後5年間で100区域
- ②空家等管理活用支援法人の指定数: 施行後5年間で120法人
- ③市区町村の取組により管理や除却等された管理不全空家及び特定空家数: 施行後5年間で15万物件



名張市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、当該空家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他の当該空家等を活用し、又は流通するための取組を行うとともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>当該空家等を適切に管理し、もって市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 空家等の所有者等は、当該空家等を利用する見込みがないときは、賃貸、譲渡その他の当該空家等を活用し、又は流通するための取組を行うとともに、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>当該空家等の適切な管理に努めなければならない。</u></p>
<p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民（市の区域内においてコミュニティ活動又は市民公益活動を行う団体を含む。以下同じ。）は、空家等の活用（空家等（空家等となる見込みのあるものを含む。以下この条及び第8条において同じ。）及び空家等の跡地（法第15条に規定する跡地をいう。）の活用及び流通をいう。以下この条及び第8条において同じ。）に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民（市の区域内においてコミュニティ活動又は市民公益活動を行う団体を含む。以下同じ。）は、空家等の活用（空家等（空家等となる見込みのあるものを含む。以下この条及び第8条において同じ。）及び空家等の跡地（法第13条に規定する跡地をいう。）の活用及び流通をいう。以下この条及び第8条において同じ。）に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第6条 市は、<u>法第7条</u>に定めるところにより、同条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>(空家等対策計画の策定)</p> <p>第6条 市は、<u>法第6条</u>に定めるところにより、同条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。</p>
<p>(協議会)</p> <p>第7条 市は、<u>法第8条</u>に定めるところにより、前条の空家等対策計画の作成及び</p>	<p>(協議会)</p> <p>第7条 市は、<u>法第7条</u>に定めるところにより、前条の空家等対策計画の作成及び</p>

変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織するものとする。

## 2 略

(空家等の適切な管理)

第9条 空家等の所有者等は、当該空家等が特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）、管理不全空家等（法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。以下同じ。）又は次の各号のいずれかに該当する状態の空家等（特定空家等又は管理不全空家等を除く。）（以下これらを「管理不全状態の空家等」という。）とならないよう、自らの責任において空家等を適切に管理しなければならない。

(1) 建築部材若しくは附属する工作物の脱落、飛散、崩壊等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態

(2) 所有者等以外の者が、正当な理由なく、侵入している状態その他犯罪又は青少年の非行行為の防止上支障が生じている状態

(3) 交通の障害となっている状態

(4) 前3号に掲げるもののほか、周辺において生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある状態  
(情報提供)

変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織するものとする。

## 2 略

(空家等の適切な管理)

第9条 空家等の所有者等は、当該空家等が次の各号のいずれかに該当する状態（以下「管理不全状態」という。）とならないよう、自らの責任において当該空家等を適切に管理しなければならない。

(1) 特定空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。）となつている状態

(2) 建築部材若しくは附属する工作物の脱落、飛散、崩壊等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態（前号に掲げる状態を除く。）

(3) 所有者等以外の者が、正当な理由なく、侵入している状態その他犯罪又は青少年の非行行為の防止上支障が生じている状態（第1号に掲げる状態を除く。）

(4) 交通の障害となっている状態（第1号に掲げる状態を除く。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、周辺において生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある状態  
(情報提供)

第10条 市民は、管理不全状態の空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第11条 市長は、市の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法又はこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項から第5項までに定めるところにより、法第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等（法第2条第1項に規定する空家等に限る。）と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

(管理不全状態の空家等に対する措置)

第12条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、当該管理不全空家等に関し、法第13条に定めるところにより、指導又は勧告を行うことができる。

2 市長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、法第22条に定めるところにより、助言、指導、勧告、命

第10条 市民は、管理不全状態となつている空家等~~を~~発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第11条 市長は、法第9条第1項に定めるところにより、市の区域内にある空家等（法第2条第1項に規定する空家等に限る。以下この条及び次条(第6項を除く。)において同じ。）の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項から第5項までに定めるところにより、次条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

(助言、指導、勧告、命令等)

第12条 市長は、管理不全状態（第9条第1号に該当する状態に限る。次項から第5項までにおいて同じ。）となつている空家等の所有者等~~を~~に対し、法第14条第1項に定めるところにより、当該空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお管理不全状態が改善されないと認めるときは、当該

令その他の措置を行うことができる。

3 市長は、管理不全状態の空家等（特定空家等及び管理不全空家等を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該管理不全状態の空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

4 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお管理不全状態の空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

助言又は指導を受けた者に対し、法第14条第2項に定めるところにより、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、法第14条第3項から第8項まで及び第11項から第13項までに定めるところにより、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

5 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項に定めるところにより、

市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

6 第1項及び第2項の規定は、管理不全状態（第9条第1号に該当する状態を除く。）となっている空家等について準用する。この場合において、第1項中「管理不全状態（第9条第1号に該当する状態に限る。次項から第5項までにおいて同じ。）となっている空家等の所有者等に対し、法第14条第1項に定めるところにより」とあるのは「管理不全状態（第9条第1号に該当する状態を除く。次項において同じ。）となっている空家等の所有者等に対し」と、第2項中「に対し、法第14条第2項に定めるところにより」とあるのは「に対し」と読み替えるものとする。

(緊急安全措置)

第13条 市長は、管理不全状態の空家等（特定空家等を除く。以下この条において同じ。）の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該管理不全状態の空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者をしてこれを行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該管理不全状態の空家等の所在地及び当該措置の内容を当該管理不全状態の空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合

(緊急安全措置)

第13条 市長は、空家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者をしてこれを行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければ

にあつては、公告)をしなければならない。  
い。

3 略

(軽微な措置)

第14条 前条(第2項を除く。)の規定は、市長が管理不全状態の空家等について、開放されている門扉等の閉鎖、簡易な養生、復元又は収納その他規則で定める軽微な措置をとることにより地域における防災上、衛生上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときについて準用する。

(空家等管理活用支援法人の指定)

第15条 市長は、法第23条に定めるところにより、同条第1項に規定する空家等管理活用支援法人を指定することができる。

2 前項の指定に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 略

ばならない。

3 略

(軽微な措置)

第14条 前条(第2項を除く。)の規定は、市長が管理不全状態となっている空家等について、開放されている門扉等の閉鎖、簡易な養生、復元又は収納その他規則で定める軽微な措置をとることにより地域における防災上、衛生上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときについて準用する。

(委任)

第15条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 空き家バンク、リノベーション補助、除却補助の状況について

【令和6年3月31日現在】

## ○ 空き家バンクの登録状況（事業開始：平成28年度）

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計 (H28～R5)
空き家バンク登録物件		25	39	46	42	41	38	39	45	315 件
登録物件成約件数		11	21	25	28	41	36	38	19	219 件
うち空き家バンクによる成約件数		6	4	11	10	13	15	13	4	76 件
うち一般（不動産事業者）による成約件数		5	17	14	18	28	21	25	15	143 件
利用者登録		28	34	57	90	144	122	82	62	619 人

## ○ 移住促進のための空家リノベーション支援事業（事業開始：平成27年度）

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計 (H28～R5)
補助件数	5	2	1	2	3	7	1	4	3	28 件
補助金額	4,754,000	1,459,000	563,000	1,255,000	1,476,000	5,570,000	1,000,000	4,000,000	1,672,000	21,749,000 円
移住者数	11	3	2	3	4	11	2	9	3	48 人

## ○ 子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業（事業開始：平成28年度）

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計 (H28～R5)
補助件数		0	2	1	0	1	0	0	1	5 件
補助金額		0	612,000	34,000	0	299,000	0	0	411,000	1,356,000 円
移住者数		0	7	3	0	5	0	0	3	18 人

## ○ 特定空家等及び不良空家除却費補助事業（事業開始：令和元年度）

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	累計 (R1～R5)
補助件数					2	6	4	2	2	16 件
補助金額					600,000	1,584,000	1,200,000	600,000	600,000	4,584,000 円



## 令和5年度 空家等の適正管理に関する相談状況(令和6年3月31日現在)

	家屋等の状況 (いずれも延べ件数)	①管理不全空家への対応		②特定空家等への対応		①・②に対する進捗状況		備考	
苦情件数 243件 (内、前年度より継続 7件)  14件には、青蓮寺2901-13(調査中)、丈六596の 2件を含む →勧告3件を含む	①倒壊の恐れ 14件 (内、前年度より継続 7件)	お願い	3 件			解決済	1 件		
		指導(条例)	3 件			解決済	1 件		
		指導(特措法)	2 件			解決済	0 件	うち、勧告(条例)から指導(特措法)としたもの、2件 (R5. 12 特措法改正に伴う)	
		勧告	3 件			解決済	0 件		
				指 導	2 件		解決済	1 件	
				勧 告	件		解決済	件	
				命 令	件		解決済	件	
				戒 告	件		解決済	件	
				代執行	1 件		解決済	0 件	
【 苦情件数内訳 】 ①倒壊の恐れ:14件 ②飛散の恐れ:64件 ③火災・害虫等:161件 非該当:4件 合計:243件	②工作物一部飛散の恐れ 64件 (内、前年度より継続 48件)	お願い	25 件			解決済	7 件		
		指導(条例)	23 件			解決済	2 件		
		指導(特措法)	8 件			解決済	0 件	うち、勧告(条例)から指導(特措法)としたもの、6件 (R5. 12 特措法改正に伴う)	
		勧告	8 件			解決済	0 件		
		その他	0 件			解決済	0 件		
③火災・害虫・交通障害等 161件 (内、前年度より継続 65件)	③火災・害虫・交通障害等 161件 (内、前年度より継続 65件)	お願い	105 件			解決済	45 件		
		指導(条例)	35 件			解決済	4 件		
		指導(特措法)	8 件			解決済	0 件	うち、勧告(条例)から指導(特措法)としたもの、7件 (R5. 12 特措法改正に伴う)	
		勧告	11 件			解決済	1 件		
		その他	2 件			解決済	1 件		
	④非該当・対応不要	4件							



## 「（仮称）名張市空家等管理活用支援法人」の指定に向けた取組について

### 1. 空家等管理活用支援法人について

令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）が改正され、新たに空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）に係る制度が創設されました。

この制度は、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等の管理や活用に関する普及啓発などの業務を実施することで、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことを目的としています。

本市においても、本制度を活用し、空家対策のさらなる充実を図るため、支援法人の指定に係る事項について検討を行います。

### 2. 対象となる法人・業務

法の規程において支援法人に指定することができるのは、次の対象法人の内、以下の対象業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものです。また、市町村のニーズに応じて、一部の業務のみ実施するものも指定の対象にすることができます。

#### （1）対象法人及び対象業務

対象法人	対象業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</li> <li>○一般社団法人 （公益社団法人を含む。）</li> <li>○一般財団法人 （公益財団法人を含む。）</li> <li>○空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行う。</li> <li>○委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務。</li> <li>○委託に基づき、空家等の所有者等の探索。</li> <li>○空家等の管理又は活用に関する調査研究。</li> <li>○空家等の管理又は活用に関する普及啓発。</li> <li>○その他、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務。</li> </ul>

## (2) 市町村に対する請求権

支援法人は、上記の対象業務の遂行のため、必要がある場合等において、以下の請求等を市町村に対して行うことができます。

- ア. 空家等の所有者等に関する情報の提供
- イ. 空家等対策計画の作成・変更の提案
- ウ. 裁判所に対する財産管理人等の選任請求の要請

## 3. 支援法人の指定について

支援法人は、市町村長の裁量で指定することができますが、様々な団体が申請する可能性があり、市町村に対する請求権を有するといったことから、行政との連携がない不適切な団体を指定しないよう慎重に審査を行う必要があります。

国が示す「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」（以下「手引き」といいます。）では、以下のように示されています。

- 市町村として求める支援法人の指定の方針を明らかにしておくこと
- 支援法人を指定しないことも可能だが、理由・方針を明らかにすること
- 市町村として求める支援法人の業務を明確に示すこと
- 所有者等の多様なニーズに応じた必要な数の支援法人の指定が望ましい
- 指定する法人を1つに限る場合、公平性の観点に留意しながら、複数の法人の指定により業務の適正かつ確実な実施が確保できなくなるか等を検討した上で、合理的にその理由を説明すること。

## 4. 支援法人の審査

手引きでは、支援法人の審査基準となる基本的な要件や、内容を確認するため提出を求める書類について、以下の内容が示されています。

審査基準	提出書類
○特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、会社のいずれかの法人格を有すること	○定款
○過去に指定を取り消され、一定の年数を経過しない者でないこと	○登記事項証明書
○暴力団員又は暴力団員でなくなった日から一定年数を経過しない者が事業活動を支配していないこと。	○役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
○役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと ・未成年者	○法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担（法人の各部署が担当する業務内容等）を記載した書面

<ul style="list-style-type: none"> <li>・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行から一定の年数を経過しない者</li> <li>・心身の故障により業務を適正に遂行することができない者</li> <li>・暴力団員等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援法人として行おうとする業務の方法が適切なものであること</li> <li>○業務を行うに足る専門性を有していること</li> <li>○市町村内で業務が円滑に行えること</li> <li>○必要な組織・人員体制を備えていること</li> <li>○個人情報等、情報の取扱いに関し、適切な措置がとられていること</li> <li>○持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表</li> <li>○当該事業年度の事業計画書及び収支予算書</li> <li>○これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面</li> <li>※法人のウェブサイト、会報、パンフレット、議事録等でも可</li> <li>○法第24条各号に規定する業務（の一部）に関する計画書</li> </ul>
--	--

## 5. 名張市における支援法人の指定について

本市においても、民間法人が公的立場から活動し、行政の補完的な役割を担うだけでなく、連携して空家対策の業務を遂行することで、市内の空き家対策の推進及び充実を図ることができると考えることから、支援法人に係る基準等を整備し、制度の制定・活用を目指します。

### (1) 今後のスケジュール

- 令和6年6月～7月：他市町の動向・状況調査  
支援法人の活用等の整理  
指定の基準等の整理・基準案等の作成
- 令和6年9月～12月：要綱（案）の作成
- 令和7年1月～2月：庁内合議、議会への説明

### (2) 名張市空家等対策協議会の開催

- 令和6年5月：スケジュールの説明
- 8月：支援法人の状況、指定基準（案）の報告・協議
- 11月：要綱（案）の報告・協議
- 令和7年3月：要綱制定の報告
- 今後の支援法人に係る取り組みについて報告・協議







## (仮称) 第2次名張市空家等対策計画の策定について

「空家等対策計画」は、空家等がもたらす問題に総合的に対応するため、空家等に関する施策に関し取り組むべき方向性を示すため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「特措法」といいます。)に基づき策定するものです。

空家等対策計画においては、空家等の除却や空家等の活用促進に向けて、必要な施策を講じ、市民の生命や財産の保護及び生活環境の保全を図るだけでなく、空家等の所有者、事業者、市民等が相互に連携し、地域コミュニティの活性化とまちづくり活動の促進を図ります。

本市においては、平成28年度に策定した「名張市空家等対策計画」に引き続く計画として策定するものです。

### 1. 今後のスケジュール

#### (1) 計画準備作業

実施時期：令和6年6月～10月

作業内容：①現計画の取組施策・事業の評価 ②空き家に係る社会情勢の整理  
③名張市における空き家対策の課題の整理  
④第2次空き家対策計画構成案の検討

#### (2) 空き家等実態調査

実施時期：令和6年6月～令和7年2月

調査対象：市内全域

調査内容：①次計画の基礎となる、現在の名張市の空き家等の状況を把握するため、市内全域を対象とした実態調査を実施。  
②データに基づく空き家候補の抽出、現地調査  
③現地調査による対象空家の不良度判定  
④把握した空き家等のデータベース化及びGISを利用した地図データ等の更新。

#### (3) 空き家に係るアンケート調査

実施時期：令和7年1月～2月

調査対象及び内容：

- ①空き家所有者への意向調査(対象の空き家の利用に関する意向等)
- ②空き家バンク利用者への需要調査(活用方法、金額、求める物件等)

#### (4) 第2次名張市空家等対策計画の策定

策定期間：令和6年12月～令和8年3月

内 容：①素案の作成（令和6年12月～令和7年1月）  
②計画案の作成（令和7年2月～4月）  
③計画最終案の作成（令和7年5月）  
④庁内合議・議会への説明（パブリックコメント開始前後）  
⑤パブリックコメントの実施（令和7年9月）

} 協議会へ報告

#### (5) 全地域づくり代表者への説明

名張市地域づくり代表者会議で代表者への説明を行う。

<実施月及び内容>

- ①令和6年7月 第2次名張市空家等対策計画の策定、空き家実態調査実施の事前説明
- ②令和6年12月 現計画の取組に対する評価・課題、次計画構成案の報告
- ③令和7年10月 第2次計画案の報告。パブリックコメント事前説明

## 2. 名張市空家等対策協議会の開催について

### 【令和6年度】

令和6年5月：策定スケジュールの説明

8月：現計画の取組・事業の評価、課題等の報告・協議  
第2次空き家対策計画構成案の報告・協議

11月：第2次空き家対策計画構成案の協議

令和7年3月：実態調査の結果報告

第2次空き家対策計画素案の報告・協議

### 【令和7年度】

令和7年5月：第2次空き家対策計画案の報告・協議  
アンケート調査結果の報告

8月：第2次空き家対策計画最終案の報告・協議  
パブリックコメント実施の事前報告

令和8年1月：パブリックコメント実施結果の報告

第2次空き家対策計画の報告

※パブリックコメントの結果により、必要に応じ1月～2月の間に追加で開催を予定しています。

## 名張市空き家等実態調査業務委託について

### 1. 目的

名張市の空き家の実態状況を把握するとともに、令和7年度末に計画期間が満了となる名張市空き家等対策計画の基礎的資料とするためのデータ更新・構築を目的とする。

### 2. 期間

令和6年6月から令和7年2月まで（予定）

### 3. 調査内容

- (1) 机上調査 : 空き家データ、固定資産データ等を用いて、空き家候補を抽出
- (2) 実態調査 : 上記の空き家候補から、前回の実態調査（適正管理データ等含む）を除いた、新規の空き家候補について、現地を調査するとともに、不良度判定を行う。
- (3) データ作成 : 実態調査後の、空き家データにより台帳作成を行うとともに、GISに落とし込んだ地図データを作成。

### 4. その他

- ・GISデータについては、市町総合事務組合のGISシステムを利用。



## 1. 空家等助成

<b>Press Release 三重県 名張市</b>		発信日	令和6年5月15日
本件に関するお問い合わせ先	都市整備部 住宅室 (担当者名: 渡邊・福永) ☎0595-63-7740		
<b>報道関係者 各位</b>			
除却で30万! リノベーションで最大120万円! 空き家に関する補助金の受付開始について			
(1) 助成内容			
①移住促進のための空家リノベーション支援事業			
市外からの移住者に向け、市内の1年以上使われていない空き家を改修する費用に対して改修費用の3分の1以内、上限100万円を補助します。			
→募集期間: 令和6年5月20日(月)から令和6年10月31日(木)まで			
②子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業			
子育て世帯(18歳以下の子どもを含む世帯)の市外からの移住者に向け、市内の1年以上使われていない空き家を改修する費用に対して改修費用の3分の1以内、上限120万円を補助します。			
→募集期間: 令和6年5月20日(月)から令和6年10月31日(木)まで			
③特定空家等及び不良空家除却費補助金			
安心・安全な住環境づくりを進めるため、市内の老朽化し危険な空家等の除去を行う方に除去費用の一部(上限30万円)を補助します。			
※不良空家に該当する物件かどうかは市が事前判定を行います。			
→募集期間: 令和6年5月13日(月)から令和6年10月31日(木)まで			
→補助金を受けるには事前判定で一定の基準を満たす必要があります。			
事前判定申請は令和6年10月17日を目途に終了			
(2) 予算(各事業ともに予算がなくなり次第受付を終了します)			
(1) の①②の合計: 520万円			
(1) の③: 180万円			

## 2. 取組

## (1) 名張市 すまいの活用相談会

令和6年10月19日(土)開催により、関係団体と調整中

## (2) 建築士と行く空き家見学ツアー

令和6年11月17日(日)開催により、調整中



